通達甲交総第1号令和2年1月22日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

交通死亡事故抑止対策要綱の改正について

交通死亡事故等が発生した場合の再発を防止するための対策については、交通死亡 事故抑止対策要綱(平成28年4月8日付け通達甲交総第23号別添)に基づき実施して きたところであるが、この度、同要綱の一部を改めたので、誤りのないようにされたい。

なお、交通死亡事故抑止対策要綱の制定について(平成28年4月8日付け通達甲交 総第23号)は、廃止する。

記

改正点

「緊急取締り実施結果報告書」(別記様式第1号)を「緊急取締実施計画書」(別記様式第1号)に改めたほか、「一次点検チェックリスト」(別記様式第2号)及び「交通死亡事故等現場対策表」(別記様式第3号)の保存期間を1年から5年に改めた。

別添

交通死亡事故抑止対策要綱

第1 趣旨

この要綱は、交通死亡事故等(交通死亡事故(発生から24時間以内の死者を伴う 交通事故をいう。)並びに30日死者事故(発生から24時間経過後30日以内の死者を 伴う交通事故をいう。)及び群衆又は行列中に突入して多数の死傷者を生じた交通 事故をいう。以下同じ。)が発生した場合に、その再発を防止するための対策に関 し、必要な事項を定める。

第2 緊急対策の実施

警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長は、管轄区域内又は活動区域内において交通死亡事故が発生したときは、次の対策を交通部内の関係所属長と連携して実施すること。

1 緊急取締り

緊急の交通指導取締り(以下「緊急取締り」という。)は、交通死亡事故が発生した日の翌日から7日以内に開始し、連続して7日間実施すること。

なお、緊急取締りに当たっては、当該交通死亡事故が発生した場所、時間帯及 び路線並びに当該交通死亡事故の原因となった違反の悪質性、危険性等を考慮す るなど、実効性のある計画を策定し、緊急取締実施計画書(別記様式第1号)に より、交通部交通指導課長を経由して警察本部長(以下「本部長」という。)に 報告すること。

2 広報啓発活動

広報啓発活動の実施に当たっては、次に掲げる事項を確実に実施すること。

- (1) 交通死亡事故が発生した時間帯、路線等に重点を置いた街頭立 哨、セーフティパトロール等の活動を実施する。
- (2) 交通死亡事故の原因、類型、当事者の年齢等に応じた内容の広報チラシ等を作成するなどして、安全指導等を適宜実施する。
- (3) 新聞、ラジオ、防災無線、電子メール等あらゆる広報媒体を活用するとともに、関係機関、団体等と連携して広報等を実施する。
- (4) 広報啓発活動の実施結果は、適宜の様式により、交通部交通総務課長(以下 「交通総務課長」という。)を経由して本部長に報告する。

第3 現場対策の実施

1 一次点検プロセス

警察署長は、管轄区域内において交通死亡事故等が発生した場合は、交通部内の関係所属長と連携して、当該交通死亡事故等が発生した原因、当該交通死亡事故等の発生場所の道路交通環境、同様の交通事故の再発を防止するために必要と認められる措置等を検証するための現場点検、現地検討会等(以下「一次点検」という。)を速やかに実施するとともに、必要と認められるものについて、当該交通死亡事故等の発生場所における道路交通環境の改善を図る一次点検プロセスを推進すること。

(1) 一次点検の実施

- ア 一次点検の実施に当たっては、交通死亡事故等の発生場所を管轄する道路管理者、市町村交通安全担当課の職員等(以下「道路管理者等」という。)の現場立会いを求め、一次点検チェックリスト(別記様式第2号)により、あらゆる角度から点検し、道路交通環境の改善の要否を判断すること。ただし、当該交通死亡事故等が信号無視によるもの、直線道路における追突等警察署長が明らかに道路交通環境の改善の必要がないと認めるときは、交通部内の関係所属長及び道路管理者等の現場立会い要請をしないことができる。
- イ 一次点検の実施結果は、一次点検チェックリストにより、交通部交通規制 課長(以下「交通規制課長」という。)を経由して本部長に報告すること。

(2) 危険箇所における道路交通環境の改善

- ア (1)により道路交通環境の改善を図る必要があると認めるときは、交通死亡事故等現場対策表(別記様式第3号)を作成し、必要な対策を推進すること。 なお、道路交通環境の改善の内容は、費用対効果を十分に検討したものと すること。
- イ 交通死亡事故等現場対策表を作成した場合は、交通規制課長を経由して本 部長に報告すること。

2 二次点検プロセス

一次点検により道路交通環境の改善を図ることとなった交通死亡事故等のうち 必要と認められるものについて、一次点検の結果等を警察本部及び警察署で共有 することにより、当該交通死亡事故等発生場所と同様に道路交通環境の改善を図 るべき危険箇所を調査し、当該危険箇所においても同様の交通事故の再発を防止 するために必要と認められる措置を講ずる二次点検プロセスを推進すること。

(1) 二次点検プロセス推進委員会の設置

ア 交通部に、二次点検プロセスの対象とする交通死亡事故等(以下「対象事故」という。)の選定を行う二次点検プロセス推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

イ 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長には交通部 長を、副委員長には交通総務課長を、委員には交通規制課長、交通部交通総 務課管理官及び同部交通規制課(以下「交通規制課」という。)管理官をも って充てる。

ウ 委員会の庶務は、交通規制課において処理する。

(2) 一次点検の結果等の共有

(1)により委員会が対象事故を選定した場合は、交通総務課長は、二次点検 用通報資料(別記様式第4号)を作成し、警察署長に配布すること。

(3) 二次点検の実施

(2)により二次点検用通報資料の配布を受けた警察署長は、管轄区域内において、当該通報資料に係る交通死亡事故等と道路交通環境が類似しており、一次点検の実施及びその結果に基づく道路交通環境の改善と同様の対策を講ずることにより、効果的に交通死亡事故等の再発を防止することができると認められる場所(以下「同一類型危険箇所」という。)の有無を点検すること。また、同一類型危険箇所を確認した場合は、同一類型危険箇所確認報告書(別記様式第5号)を作成し、交通規制課長を経由して本部長に報告すること。

(4) 同一類型危険箇所における道路交通環境の改善

交通規制課長は、(3)により警察署長から報告を受けた同一類型危険箇所について、道路交通環境の改善が必要であると認める場合には、交通安全施設等の整備、信号制御の調整、道路管理者への道路整備の働き掛け等により、道路交通環境の改善を図ること。

< 様式略 >